

2023年7月7日

生体認証付き I C キャッシュカードを
ご利用のお客さまへ

株式会社 愛知銀行

愛銀 I C キャッシュカードの「生体認証機能」の取扱終了に関するご案内

平素は、愛知銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、愛知銀行では 2023 年 12 月 20 日 (水) より、ATM を利用した愛銀 I C キャッシュカードの生体認証機能の取り扱いを下記のとおり終了いたしますのでご案内申し上げます。

お客さまには大変ご不便をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象の カード	<ul style="list-style-type: none">・生体登録済みの愛銀 I C キャッシュカード・生体登録済みの愛銀 I C ビジネスカード・生体登録済みの愛銀当座キャッシュカード ※代理人カードも含まれます
終了する サービス	生体認証+暗証番号による A T M でのお取引引き ※生体認証機能終了以降の A T M のお取引は、「I C チップ取引」に変更となり、1 日のご利用限度額が原則引き下がります。
サービス 終了日	2023 年 12 月 20 日 (水) より順次 ※窓口による生体情報の登録、変更、削除のお手続きにつきましては、2023 年 8 月 31 日 (木) をもって受付を終了します。
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none">・生体認証機能の取扱い終了後も、ご利用中の I C キャッシュカードは引き続きご利用いただけます。・指静脈認証の利用可能な提携金融機関の A T M では引き続き生体認証機能をご利用可能です。

1. 1日あたりのご利用限度額について

以下のとおり、ご利用限度額が変更になります。

個人のお客さま	初期限度額	
	2023年12月19日まで	2023年12月20日以降
取引	生体認証取引	ICチップ取引
現金引出	1,000万円	50万円
振込・振替	1,000万円	150万円

法人のお客さま	初期限度額	
	2023年12月19日まで	2023年12月20日以降
取引	生体認証取引	ICチップ取引
現金引出	1,000万円	200万円
振込・振替	1,000万円	200万円

※ ICチップ取引のご利用限度額を設定されているお客さまはそのご利用限度額となります。

2. ご利用限度額の引き上げをご希望される場合

以下の書類等をご持参のうえ、お取引店舗の窓口でのお手続きをお願いいたします。

- ① ICキャッシュカードまたは通帳
- ② ご利用口座のお届け印
- ③ ご本人様を証明する書類(運転免許証など)

3. 現在ご利用中のICキャッシュカードについて

2023年12月20日(水)以降も、一部のATMについては生体認証機能をご利用いただけますが、2024年3月末までに、当行の全てのATMにて生体認証機能の取扱いが終了します。

4. 生体認証取引以外のご利用限度額を0円に設定しているお客さま

2023年12月20日以降ATMでの現金のお引き出し、振込・振替のお取引ができなくなります。

大変お手数をお掛けいたしますが、お取引店舗の窓口で変更のお手続きをお願いいたします。

以上